

①国名	Kingdom of Belgium (BE) (ベルギー王国)				
②名称	Ministry of Economic Affairs, Administration of Trade Policy, / Intellectual Property Office (Office de la Propriété intellectuelle (OPRI))				
③所在地	SPF Economie OPRI – DG de la Réglementation économique City Atrium Rue du Progrès, 50 1				
④連絡先	(電話) (00 32) 2 277 9011 (FAX)(00 32) 2 277 5262				
	(E-mail) piie.contact@economie.fgov.be				
	(internet)https://economie.fgov.be/fr/themes/propriete-intellectuelle/contacts-pro				
⑤組織の長	Director General: Ms. Séverine Waterbley				
⑥沿革	(1)特許制度は、1854年に旧特許法が導入され、1984年3月28日付で新特許法が導入された。最新の改正は、2013年6月に行われている。また、特許施行規則は2007年8月17日に施行されている。 (2)ベルギーにおいては1969年7月1日にベネルクス商標法が導入され、同法は2006年9月1日付でベネルクス知的所有権法に置き換えられた。 (3)さらに、ベルギーにおいては1975年1月1日に意匠又はひな形に関する統一ベネルクス法が導入され、同法は2006年9月1日付でベネルクス知的所有権法に置換えられた。				
⑦所管	特許権				
⑩加盟条約	WIPO	ベルヌ	ブリュッセル	フィルム登録	マドリッド(原産地表示)
	1975/1/31	1887/12/5	署名済		
	ナイロビ(オリンピック)	パリ	PLT	レコード保護	ローマ
		1884/7/7	署名済		1999/10/2
	シンガポール	TLT	ワシントン	WCT(著作権)	WPPT(演奏及びレコード)
	2014/1/8	批准済		2006/8/30	2006/8/30
		ヘーグ			
	ブタペスト	ロンドンアクト	ヘーグアクト	ジュネーブアクト	リスボン
	1983/12/15		1984/8/1		
	マドリッド(標章)	マドプロ	PCT	ロカルノ	ニース
1892/7/15	1998/4/1	1981/12/14	2004/6/23	1962/6/6	
ストラスブール	ウィーン	WTO			
1976/7/4	署名済	1995/1/1			

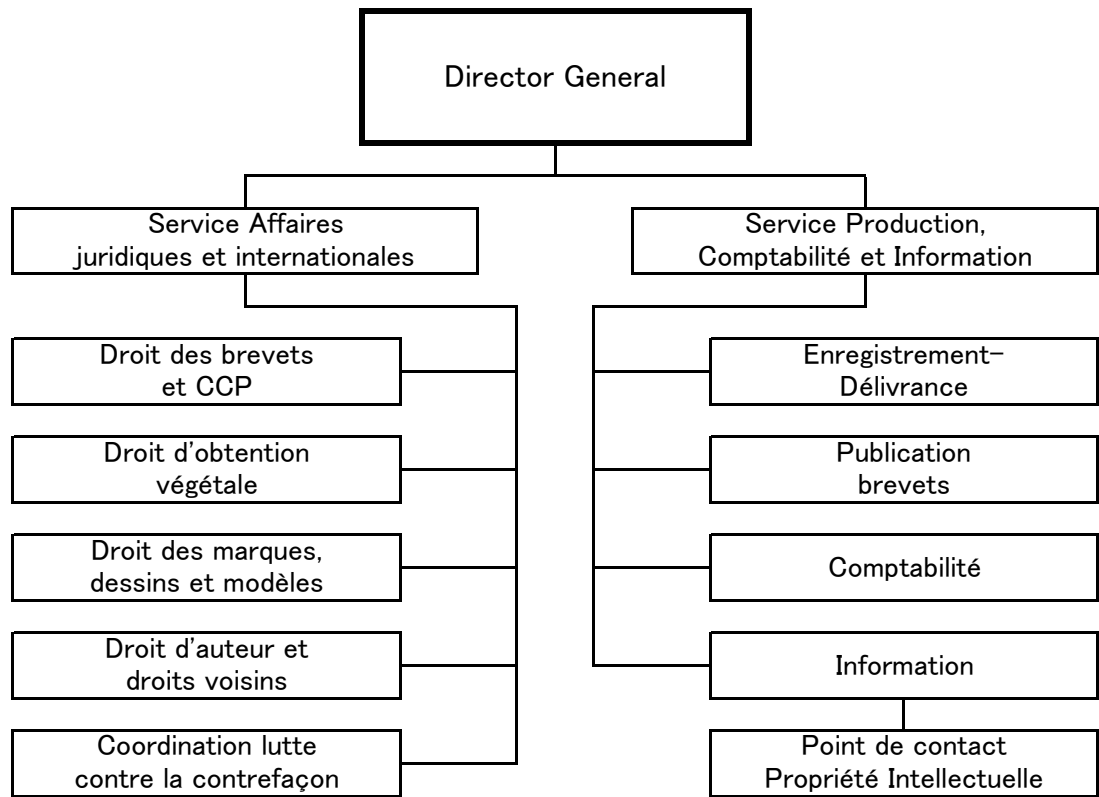
①国名	Kingdom of Belgium (BE) (ベルギー王国)					
⑪統計データ	出願件数		2017年	2018年	2019年	2020年
	特許	全数	1,217	1,110	1,133	1,150
		(内 外国出願)	216	218	257	288
		(内 日本から)	8	6	7	15
		(内 PCTルート)				
	意匠	全数				
		(内 外国出願)				
		(内 日本から)				
	商標	全数				
		(内 外国出願)				
		(内 日本から)				
	登録件数		2017年	2018年	2019年	2020年
	特許	全数	1,016	1,019	998	994
		(内 外国出願)	157	152	185	217
		(内 日本から)	9	8	7	7
(内 PCTルート)						
意匠	全数					
	(内 外国出願)					
	(内 日本から)					
商標	全数					
	(内 外国出願)					
	(内 日本から)					
出典：WIPO IP Statistics						

①国名

Kingdom of Belgium (BE)
(ベルギー王国)

⑫ 組 織

<組織図> ベルギー知財庁は、経済部(Ministry of Economic Affairs)の下部組織である。



①国名	Belgium (BE) (ベルギー王国)	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	2013年6月14日更新 (注)2013年改正法の条文がFR語で、英文の条文が未入手のため、本件は従前の1997年法により解析した。
	③地理的効力の範囲	ベルギー国内のみ
	④他国制度との関係	欧州特許条約(EPO)加盟国
	⑤出願人資格	発明者及び承継人 (特許法第8条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。出願人自身が出願を行わない場合には、工業所有権庁に登録した代理人を選任しなければならない。 (特許法第55条(2))
	⑦出願言語	フランス語又はオランダ語
	⑧特許権の存続期間及び起算日	出願日から20年(調査手数料を納付した場合)。 出願日から6年(調査手数料を納付しなかった場合)。 (特許法第39条(1)、(2))
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物 (特許法第5条(1)、(2))
	⑩グレースピリオド*	有。次の2つのケースが規定されている。期間は何れも開示日から6月。 (1) 出願人若しくはその承継人に対する明白な違反行為による発明の開示 (2) 公の又は公認の内外国における博覧会における展示による開示 (特許法第5条(5))
	⑪非特許対象	(1) 発見、科学理論及び数学的方法 (2) 美的創作物 (3) 精神的活動、遊戯若しくは業務を執行するための計画、法則及び方法、並びにコンピュータプログラム (4) 情報の提示 (5) 植物新品種の保護に関する1975年5月20日法律により設定された保護を受ける植物新品種 (6) 動物品種 (7) 植物又は動物を生産する本質的に生物学的な方法 (8) その公表又は実施が公の秩序又は道徳に反するおそれのある発明 (9) 人間又は動物の身体に外科術若しくは治療により処置する方法及び人間又は動物の身体に施行する診断方法 (特許法第3条(1)、第4条、第7条(2))
	⑫実体審査の有無及び審査事項	無。存続期間が出願日から20年の特許を取得するには、出願人は「調査報告書」作成の調査手数料を期限内に納付する必要がある。(特許法第22条(3))
	⑬審査請求制度の有無	無。 (特許法第22条(3))
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	有。 出願時に、願書において請求することにより特許の早期付与を受けることができる。 (特許法第22条(2))
	⑮出願公開制度の有無	有。出願は、出願日から18月経過後に、公開される。 (特許法第22条(1)、第23条)
	⑯異議申立制度の有無	無。
	⑰無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、特許の無効は裁判所に提訴することができる。 (特許法第49条(1))
	⑱実施義務	有。出願日から4年又は付与日から3年のいずれか遅く満了する期間内に当該発明を実施しなければ、強制実施権設定の対象となる。 (特許法第31条(1))

①国名	Belgium (BE) (ベルギー王国)			
⑱費用 単位 EUR (ユーロ)	[出願から登録までに掛かる費用]			
	出願料		50 EUR	
	優先権主張料		12 EUR	
	補正手数料		12 EUR	
	調査手数料		300 EUR	
	国際型調査請求手数料		6 EUR	
	[特許権維持に掛かる費用]			
	3 年次	35 EUR	12 年次	220 EUR
	4 年次	50 EUR	13 年次	250 EUR
	5 年次	65 EUR	14 年次	290 EUR
	6 年次	85 EUR	15 年次	330 EUR
	7 年次	100 EUR	16 年次	370 EUR
	8 年次	125 EUR	17 年次	410 EUR
9 年次	145 EUR	18 年次	455 EUR	
10 年次	170 EUR	19 年次	500 EUR	
11 年次	195 EUR	20 年次	545 EUR	
⑳料金減免措置の有無	無。			
㉑PCTにおける国内料金減額措置の有無	(ベルギーにおけるPCT出願による特許は、EP経由でのみ取得できる。)			

①国名	Belgium (BE) (ベルギー王国)	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	2013年10月1日施行(ベネルクス知的財産条約)
	③地理的効力の範囲	ベルギー、オランダ(欧州領域内のみ)、ルクセンブルクのベネルクス諸国は、意匠及び商標に関する統一法を有しており、この法律に基づき、ベネルクス3国に直性拡張される意匠及び商標の保護を受けることができる。
	④他国制度との関係	欧州連合(EU)加盟国(OHIM)
	⑤出願人資格	創作者又は承継人(自然人、法人) (知的財産法第3.7.1、知的財産法施行規則2.1.1.a)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。欧州共同体又は欧州経済地域に事務所、非居住の出願人は、これらの地域に郵便の宛先を定める要があり、代理人を選任する必要がある。 (知的財産法施行規則3.6.4)
	⑦出願言語	フランス語、オランダ語又は英語 (知的財産法施行規則2.1.1)
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	出願日から5年。更に5年ずつ4回更新することができ、最大で25年。 (知的財産権法第3.14)
	⑨新規性の判断基準	EC域内公知、EC域内刊行物 (知的財産法第3.3)
	⑩「グレースピリオド」	次の事項が規定されている。 (1)創作者もしくは受益者による情報、又はそれらによって行われた行為による出願日若しくは優先日前12月以内の開示 (2)創作者もしくは受益者による不適切な行為による出願日若しくは優先日前12月以内の開示 (知的財産法第3.3.4)
	⑪不登録対象	次の事項が規定されている。 1. 製品外観の特徴であって、専らその技術的機能によって課せられるもの 2. 製品外観の特徴であって、その製品の形状及び寸法が、必然的に正確な寸法で複製されなければならないもの (知的財産法第3.2) 3. 意匠が、先行する共同体意匠、ベネルクス出願又は国際出願登録意匠であって、出願日又は優先日以後、公衆に開示されているものと抵触 4. 先行する商標が、所有者の承諾を得ないでその意匠において使用されていること 5. 著作権によって保護されている著作物が、所有者の承諾を得ないでその意匠において使用されていること 6. 意匠がパリ条約第6条の3に記載されている要素の1)についての不適切な使用を構成 7. 意匠が、ベネルクス諸国の1)における良俗又は公の秩序に反していること 8. 出願が意匠の特徴を十分には明らかにしていないこと
	⑫実体審査の有無	無。 (知的財産法第3.9)
	⑬審査請求制度の有無	無。 (知的財産法第3.9)
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮部分意匠制度の有無	有。 (知的財産法第3.1、第3.4)
	⑯関連意匠制度の有無	有。単一のベネルクス出願は、合計で50までの意匠を含むことができる。 (知的財産規則2.2)
	⑰「組物」の意匠制度の有無	無。
	⑱意匠分類	国際分類(ロカルノ分類)を採用している。 (知的財産規則2.1)
	⑲出願公開制度の有無	無。
	⑳秘密意匠制度の有無	有。出願人の請求により出願日又は優先日から12月以内の間、公告を繰延べることができる。 (知的財産法第3.12)

①国名	Belgium (BE) (ベルギー王国)																															
	⑳異議申立制度の有無	無。																														
	㉑無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、無効は、利害関係人又は検察官により裁判所に提訴することができる。 (知的財産法第3.23)																														
	㉒登録表示義務	無。																														
	㉓費用 単位 EUR (ユーロ)	<p>[出願から登録までに掛かる費用]</p> <p>単一意匠出願:</p> <table border="1"> <tr><td>出願料</td><td>108 EUR</td></tr> <tr><td>表現物により公告する場合</td><td>10 EUR</td></tr> <tr><td>意匠の要素の説明により公告する場合</td><td>40 EUR</td></tr> </table> <p>複数意匠出願:</p> <table border="1"> <tr><td>出願料</td><td>108 EUR</td></tr> <tr><td>2から10個の意匠を含む場合、各意匠につき</td><td>54 EUR</td></tr> <tr><td>11から20個の意匠を含む場合、各意匠につき</td><td>27 EUR</td></tr> <tr><td>21から50個の意匠を含む場合、各意匠につき</td><td>22 EUR</td></tr> <tr><td>表現物により公告する場合</td><td>10 EUR</td></tr> <tr><td>意匠の要素の説明により公告する場合</td><td>40 EUR</td></tr> </table> <p>公告繰延手数料 39 EUR 優先権主張料 12 EUR</p> <p>[意匠権の維持に掛かる費用]</p> <table border="1"> <tr><td>単一意匠登録の更新料</td><td>95 EUR</td></tr> <tr><td>複数意匠登録の更新料</td><td></td></tr> <tr><td> 第1番目の意匠</td><td>95 EUR</td></tr> <tr><td> 2から10個の意匠を含む場合、各意匠につき</td><td>48 EUR</td></tr> <tr><td> 11から20個の意匠を含む場合、各意匠につき</td><td>24 EUR</td></tr> <tr><td> 21から50個の意匠を含む場合、各意匠につき</td><td>20 EUR</td></tr> </table> <p>存続期間満了後6か月以内に更新する場合の追加手費 12 EUR</p> <p>(知的財産法施行規則4.8)</p>	出願料	108 EUR	表現物により公告する場合	10 EUR	意匠の要素の説明により公告する場合	40 EUR	出願料	108 EUR	2から10個の意匠を含む場合、各意匠につき	54 EUR	11から20個の意匠を含む場合、各意匠につき	27 EUR	21から50個の意匠を含む場合、各意匠につき	22 EUR	表現物により公告する場合	10 EUR	意匠の要素の説明により公告する場合	40 EUR	単一意匠登録の更新料	95 EUR	複数意匠登録の更新料		第1番目の意匠	95 EUR	2から10個の意匠を含む場合、各意匠につき	48 EUR	11から20個の意匠を含む場合、各意匠につき	24 EUR	21から50個の意匠を含む場合、各意匠につき	20 EUR
出願料	108 EUR																															
表現物により公告する場合	10 EUR																															
意匠の要素の説明により公告する場合	40 EUR																															
出願料	108 EUR																															
2から10個の意匠を含む場合、各意匠につき	54 EUR																															
11から20個の意匠を含む場合、各意匠につき	27 EUR																															
21から50個の意匠を含む場合、各意匠につき	22 EUR																															
表現物により公告する場合	10 EUR																															
意匠の要素の説明により公告する場合	40 EUR																															
単一意匠登録の更新料	95 EUR																															
複数意匠登録の更新料																																
第1番目の意匠	95 EUR																															
2から10個の意匠を含む場合、各意匠につき	48 EUR																															
11から20個の意匠を含む場合、各意匠につき	24 EUR																															
21から50個の意匠を含む場合、各意匠につき	20 EUR																															
	㉔料金減免措置の有無	無。																														

①国名	Belgium (BE) (ベルギー王国)	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	2013年10月1日施行(ベネルクス知的財産条約)
	③地理的効力の範囲	ベルギー、オランダ(欧州領域内のみ)、ルクセンブルクのベネルクス諸国は、商標及び意匠に関する統一法を有しており、この法律に基づき、ベネルクス3国に直性拡張される商標及び意匠の保護を受けることができる。
	④他国制度との関係	欧州連合(EU)加盟国(OHIM)
	⑤商標法の保護対象	商標、サービスマーク、団体商標 (知的財産法第2.1)
	⑥商標の種類	文字商標、図形商標、記号商標、結合商標、色彩商標、立体商標 (知的財産法第2.1)
	⑦出願人資格	自然人、法人
	⑧権利付与の原則	先願主義。 (知的財産法第2.3)
	⑨本国登録要件	無。
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。欧州共同体又は欧州経済地域に事務所、非居住の出願人は、これらの地域に郵便の宛先を定める要があり、代理人を選定する必要がある。 (知的財産法施行規則3.6.4、知的財産法第4.1)
	⑪出願言語	フランス語 又はオランダ語 (知的財産法施行規則1.1.1)
	⑫商標権の存続期間及び起算日	出願日から10年。10年ごとに更新できる。 (知的財産法第2.9.1及び第2.9.3)
	⑬「グレースピリット」	無。
	⑭不登録対象	1. 形状であって、製品の性質それ自体によって課せられる、その製品に実質的価値を与える、又は技術的成果を獲得するために必要であるもののみによって構成される標章(知的財産条約第2.1条) 2. ベネルクス諸国の1)における公序又は良俗に反しているもの 3. パリ条約第6条の3により拒絶又は無効が規定されているもの 4. 商品又はサービスの性質、品質又は原産地に関して公衆を誤認させる虞のあるもの 5. 出願前3年以内に消滅した団体商標に類似の標章で、類似の商品又はサービスに関するもの 6. 出願前2年以内に登録満了した第三者の個別商標に類似の標章で、類似の商品又はサービスに関するもの 7. パリ条約第6条の2の周知商標であり、不承諾の第三者が所有しているものと混同を生じる虞のあるもの 8. 不正に出願されたもの。特に、次のもの。 a 不承諾の第三者によりベネルクス領域内において過去3年以内にされた類似の商品又はサービスに関する類似商標を知りながら、又は当然知るべきであった出願 b 不承諾の第三者によりベネルクス領域外において過去3年以内にされた類似の商品又はサービスに関する類似商標を知りながら出願 9. 産地を特定する地理的表示を含むぶどう酒又は蒸留酒についての商標であって、そこを実際の上産地としていないぶどう酒又は蒸留酒に関するもの(知的財産条約第2.4条) 10. 識別性を欠いているもの 11. 標章又は表示であって、製品又はサービスに関する種類、品質、数量、用途、価格、原産地又は製造若しくは提供の時期又はそれに関する他の特徴を表示するために業として使用できるもののみによって構成 12. 標章又は表示であって、日常の言語又は誠実かつ確立した取引慣行において慣習的となっているもののみによって構成されている
	⑮防護標章制度の有無	無。
	⑯周知商標制度の有無	有。 (知的財産法第2.4(e))
	⑰一出願多区分制度の有無	有。

①国名	Belgium (BE) (ベルギー王国)	
⑱実体審査の有無及び審査事項	有。	登録可能性、識別性について審査される。 (知的財産法第2.11.1)
⑲審査請求制度の有無	無。	
⑳優先審査制度・早期審査制度の有無	有。	出願にの請求により、早期審査が行われる。 (知的財産法施行規則1.7.1)
㉑出願公開制度の有無	有。	出願日取得の条件が満たされ、ニース分類に従い商品及びサービスが分類された後、公開される。 (知的財産法第2.5.5)
㉒異議申立制度の有無	有。	先の商標の出願人又は所有者は、出願の公開日から2月以内に異議を申し立てることができる。 (知的財産法第2.14.1)
㉓無効審判制度の有無	無。	無効審判制度はないが、利害関係者又は検察官は、裁判所に無効を提訴することができる。 (知的財産法第2.28)
㉔不使用取消制度の有無	有。	5年。継続して5年以上の不使用は、不使用取消の対象となる。 (知的財産法第2.26)
㉕商標分類	国際分類(ニース分類)	を採用している。 (知的財産法施行規則1.1.d)
㉖図形要素の分類	無。	
㉗譲渡要件	無。	(知的財産法第2.31)

①国名	Belgium (BE) (ベルギー王国)	
⑳費用 単位 EUR (ユーロ)	[出願から登録までに掛かる費用]	
	出願料	
	個別商標出願基本手数料、3クラスまで	240 EUR
	団体商標出願基本手数料、3クラスまで	373 EUR
	3クラス目以降の各クラスについての追加手数料	37 EUR
	早期登録追加手数料、3クラスまで	193 EUR
	3クラス目以降の各クラスについての早期登録追加手数料	30 EUR
	識別要素に関する説明に対する追加手数料	39 EUR
	優先権主張手数料	15 EUR
	[商標権の維持に掛かる費用]	
	存続期間更新料	
	個別商標更新基本手数料、3クラスまで	260 EUR
	団体商標更新基本手数料、3クラスまで	474 EUR
3クラス目以降の各クラスについての追加手数料	46 EUR	
存続期間満了後6か月以内に更新する場合の追加手数料 (知的財産法施行規則4.4)	129 EUR	
㉑料金減免措置の有無	無。	